

申請の前に確認！！



はい



いいえ

①主たる事務所を県内に登記し、主に県内で活動していること
「定款第1条から第5条」でチェックする。



対象になりません



②設立をしてから、少なくとも、事業報告書を1事業年度以上提出していること

「前事業年度の活動計算書及び事業報告書」でチェックする
※申請時に提出が困難な場合は直近のものを提出してください。



対象になりません



③全収入の50%以上が事業収入（国等からの補助・助成、会費、寄附金等以外の収入）であること

「前事業年度の活動計算書及び事業報告書」でチェックする。



対象になりません



④前事業年度の事業収入が180万円以上であること

「前事業年度の活動計算書及び事業報告書」でチェックする
※申請時に提出が困難な場合は直近のものを提出してください。



対象になりません

事業収入について・・・

収入－補助金・助成金－会費－寄附金など ≥ 180 万円

※（例）スポーツクラブの会員の利用料は「会費」としません。



⑤2020年1～5月のうち、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること

「前事業年度の活動計算書及び事業報告書」と「前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があることを証明する書類」でチェックする。



対象になりません

※特定非営利活動促進法及びその他法令に抵触しないこと

※各確認書類については、P5「第2章 応募手続き」をご参照ください。